

# 特定施設入居者生活介護変更届

## 必要書類・提出方法

令和7年3月版

### 1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

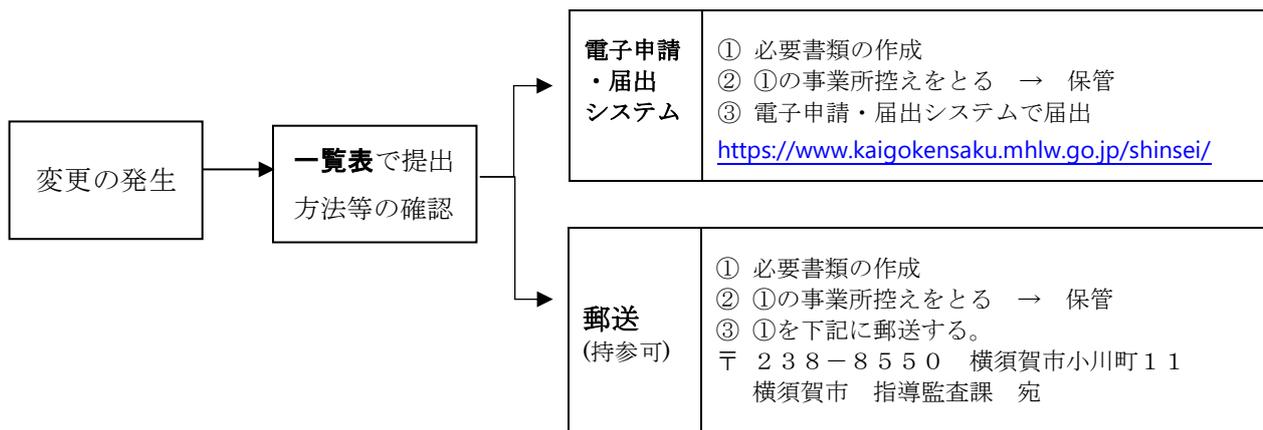
⇒ 次ページの一覧表で確認してください

### 2 届出手順

(1) 提出方法：電子申請・届出システム

郵送（持参可）

(2) 提出期限：原則として、変更があった日から 10日以内（郵送の場合、当日消印有効）



郵送（持参）で届出を行う場合で、受理書の郵送を希望する場合のみ、返信用封筒（定形封筒）に110円切手を貼って、返信先の宛て先を明記のうえ同封してください。

※ 郵便番号も忘れずに記入してください

郵送用ラベル

こちらをコピーの上、使用されると便利です。



〒238-8550 横須賀市小川町11

横須賀市 指導監査課 御中

<変更届 在中>

## 変更届出一覧表（提出方法・必要書類）

### 【特定施設入居者生活介護】

- ★ 提出期限：原則として、変更があった日から 10日以内（郵送は、当日消印有効）  
「※事前提出」の記載がある場合は、変更日以前  
（変更事項の見直しをお願いする場合がありますので、なるべく早めにご提出ください）
  
- ★ 施設の住所の変更、レイアウト、サービスの提供形態の変更について、写真の添付は不要ですが、必要に応じて現地確認及び写真の撮影を行うことがありますので、ご承知おきください。
  
- ★ 電子申請・届出システムにより届出を行う際に、必要な書類を添付する欄がない場合や、書類の容量が不足する場合があります。その際は、予備の欄を活用してください。
  
- ★ 電子申請・届出システムにより登記事項証明書を提出する場合は、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得した照会番号と発行年月日を知らせることで提出となります。

#### （1）施設関係

変更内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 施設の住所  <b>※事前提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別紙様式第一号(五)）</li> <li>・付表（第一号(十二)）</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産謄本または賃貸借契約書</li> <li>・平面図（標準様式3） ※任意の様式でも可</li> <li>・設備・備品等一覧表（標準様式4）（※1）</li> <li>・返信用封筒</li> </ul> <p>（※1）設備・備品等一覧表 指定基準上必要とされている設備について、平面図で確認できない項目がある場合、当該様式に記載の上添付してください。（平面図で確認できる場合は不要です。）</p>	自社所有の場合、不動産の謄本 賃貸の場合、賃貸借契約書を添付
2 施設の住居表示 【転居なし】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別紙様式第一号(五)）</li> <li>・付表（第一号(十二)）</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村発行の住居表示変更証明</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	
3 施設の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別紙様式第一号(五)）</li> <li>・付表（第一号(十二)）</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒</li> </ul>	
4 施設の電話 F A X 番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書（別紙様式第一号(五)）</li> <li>・付表（第一号(十二)）</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒</li> </ul>	

5 施設のレイアウト 変更  <b>※事前提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平面図(標準様式3) ※任意の様式でも可</li> <li>・設備・備品等一覧表(標準 様式4) (※1)</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	老人福祉法の届出※2 が必要になる場合がありますので、事前に相談 してください。
--------------------------------------	--	--	--

※1 平面図は、指定基準上必要とされている設備(機能訓練室、食堂、相談室、静養室、浴室等)に  
ついて、変更があった箇所を記載・添付してください。

※2 有料老人ホームは、指導監査課 施設介護サービス担当 046-822-8162

養護老人ホームは、指導監査課 法人・障害担当 046-822-8411

## (2) 人員関係

変更内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 管理者の交代  <b>※事前提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人代表者等誓約書(標 準様式6)</li> <li>・勤務形態一覧表(標準様 式1)</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	<p>※勤務形態一覧表は変更 日が属する月のもの。 月途中で変更の場合 は、変更月と翌月の2 月分の勤務表を提出。 ※勤務形態一覧表には、 管理者と兼務する職種 の部分のみ記載。</p>
2 管理者の氏名変更 (婚姻等による場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒</li> </ul>	変更届出書の変更内容欄 に新旧姓名を記入してく ださい。
3 管理者の住所変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒</li> </ul>	変更届出書の変更内容欄 に新旧住所を記入してく ださい。
4 計画作成担当者の 交代・増減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務形態一覧表(標準様 式1)</li> <li>・介護支援専門員一覧(標 準様式7)</li> <li>・介護支援専門員証の写し</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	※勤務表は変更日が属す る月のもの。月途中で 変更の場合は、変更月 と翌月の2月分の勤務 表を提出。

## (3) 利用定員・利用料金等

変更内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 利用定員の増減 (運営規程の変更)  <b>※事前提出</b>	<p>【定員増の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定変更申請書(別紙 様式第一号(三))</li> </ul> <p>【定員減の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式 第一号(五))</li> </ul> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・勤務形態一覧表(標準様 式1)</li> <li>・(資格証)</li> <li>・平面図(標準様式3) ※任意の様式でも可</li> <li>・設備・備品等一覧表(標 準様式4) (※1)</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	※資格証は定員の増によ り、要資格職員が増と なった場合必要。

2 利用料金 <b>※事前提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式第一号(五))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・料金表</li> <li>・積算根拠</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	
3 協力医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式第一号(五))</li> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力医療機関契約書の写し(覚書程度でも可)</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	
4 サービスの提供形態 (一般型⇔外部サービス利用型) <b>※事前提出</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更届出書(別紙様式第一号(五))</li> <li>・付表(第一号(十二))</li> <li>・変更届管理票</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営規程</li> <li>・勤務形態一覧表(標準様式1)</li> <li>・資格証</li> <li>・平面図(標準様式3) ※任意の様式でも可</li> <li>・受託居宅サービス事業者の一覧(標準様式2)</li> <li>・外部サービス事業所との契約書の写し</li> <li>・返信用封筒</li> </ul>	<p>※資格証は、要資格職員のみ。 ※場合によっては、加算届が必要になる場合がありますので、事前に相談してください。</p>

**(共通)**

○介護情報サービスかながわの掲載情報の変更は、原則処理月の翌月からですが、月末処理の場合、システム更新の関係から、翌々月以降になることがあります。

**(電子申請・届出システムの場合)**

○変更届出書(別紙様式第一号(五))及び付表(第一号(十二))の内容は、システムに直接ご入力いただく形での提出になります。

○変更届管理票の添付は必要ありません。(審査完了後、届出が受理された旨のメールが送信されます。)

**(郵送(持参)の場合)**

○受理書は再発行しませんので、控えの書類と合わせてきちんと保管してください。

[受理書は、市が届出を受理したことを示す唯一の書類となります。法人・事業所名、所在地、代表者の変更の場合でも、新たに指定通知書は発行しません。]

○受理書は、同封された返信用封筒にて返送します。

○変更届管理票の添付がないと受理書を発行しませんので、必ず添付してください。